

広島県文化財保護審議会平成27年度第1回会議議事録

平成28年2月1日

広島県教育委員会

広島県文化財保護審議会平成 27 年度第 1 回会議議事録

平成 28 年 2 月 1 日（月）午後 1 時開会

午後 3 時 20 分閉会

1 出席委員（18 名）

会 長	小 都 隆	(元広島県教育事業団事務局次長(兼)埋蔵文化財調査室長)
会長職務代理者	石 橋 昇	(広島大学名誉教授)
	安 藤 福 平	(元広島県立文書館副館長)
	伊藤 奈保子	(広島大学大学院准教授)
	上 藪 四 郎	(笠岡市立竹喬美術館館長)
	於 保 幸 正	(広島大学名誉教授)
	熊 原 康 博	(広島大学大学院准教授)
	鈴 木 康 之	(県立広島大学准教授)
	鈴 木 理 恵	(広島大学大学院教授)
	太郎良 裕子	(ノートルダム清心女子大学名誉教授)
	中原 ゆかり	(愛媛大学教授)
	西 本 寮 子	(県立広島大学教授)
	濱 田 宣	(徳島文理大学教授)
	林 武 広	(広島大学大学院教授)
	福 本 幸 夫	(元広島市安佐動物公園園長)
	藤 田 盟 児	(広島国際大学教授)
	松 井 輝 昭	(県立広島大学名誉教授)
	三 村 泰 臣	(元広島工業大学教授)

2 欠席委員（5 名）

迫 垣 内 裕	(比治山大学短期大学部教授)
佐 竹 昭	(広島大学大学院教授)
棚 橋 久美子	(広島国際学院大学非常勤講師)
竹 下 俊 治	(広島大学大学院教授)
福 田 道 宏	(広島女学院大学准教授)

3 出席職員

樽 谷 敏 治	(広島県教育委員会事務局管理部長)
加 藤 謙	(広島県教育委員会事務局管理部文化財課長)

広島県文化財保護審議会平成 27 年度第 1 回会議日程

日 時 平成 28 年 2 月 1 日 (月) 午後 1 時～午後 3 時 20 分
場 所 広島県立美術館 3 階 会議室

1 開会

2 会長の選任及び会長職務代理者の指名について

3 部会に属する委員の指名，部会長の選任及び部会長職務代理者の指名について

4 議題

- (1) 広島県重要文化財の指定について
- (2) 広島県天然記念物の指定の解除について
- (3) 広島県重要文化財及び広島県無形文化財の指定の諮問について

5 報告

- (1) 史跡安芸国分寺跡の現状変更（客殿建築）に係る部会審議状況について
- (2) 文化財の現地調査状況について
- (3) 文化財の指定等について

6 閉会

課長代理 : お待たせいたしました。ただ今から、「広島県文化財保護審議会」を開会いたします。

今回は、本年1月の委員改選後、初めての会議であり、会長がまだ選任されていません。

会長が選任されるまでの間、私、文化財課課長代理の森田が進行役を務めさせていただきます。

なお、本日御出席の委員は、18名でございますので、広島県文化財保護審議会条例第5条第2項に規定する定足数を満たしており、本日の会議は成立しておりますことを御報告申し上げます。

開会に当たりまして、管理部長の樽谷が御挨拶を申し上げます。

管理部長 : 管理部長の樽谷でございます。本来であれば、教育長も出席させていただく予定でしたが、他の用務により出席することができませんので、私が御挨拶を申し上げます。

皆様には、広島県文化財保護審議会委員への就任を快くお引き受けいただき、誠にありがとうございました。また、本日は、大変お忙しい時期にもかかわらず総会に御出席を頂き、重ねてお礼申し上げます。

今年度の本県文化財保護の主な動きにつきましては、国・県指定文化財16件の保存修理事業を行っていることのほか、広島市にございます頼山陽史跡資料館の県営化、さらには甲立古墳の国史跡指定、三次の鵜飼の県無形民俗文化財の指定、17件の文化財登録及び答申、尾道市の日本遺産の認定などがございました。

また、県民の方々に本県の優れた文化に親しんでいただくために、県立歴史博物館・歴史民俗資料館におきましては、「尾道 浄土寺展」や「平田玉蒔展」、「海洋堂フィギュア展」、「現代刀の魅力展」など様々な展示会や学習支援活動を行い、多くの方々に来館を頂いております。

一方、昨年度、県教育委員会におきましては、グローバル化する社会を生き抜くことのできる資質・能力の育成に向け「広島版『学びの変革』アクション・プラン」を策定し、今年度から、このプランに基づき、世界の人々と協働して新たな価値を生み出すことができる人材の育成を進めております。

この「グローバルな感覚を持ち世界の人々と協働する」ためには「我が国や本県の歴史、伝統文化等に対する理解と誇りと愛着を深めるとともに、異なる文化・生活・習慣と交流し理解することができる力」が必要であり、本県文化財の保存と活用は、今後の本県教育のベースとして、その役割と重要性が増していると考えております。

以上のような活動の基礎にあるのは、本県の歴史・文化を物語る貴重な文化財の掘り起こしと評価及び適正な保護施策でございますが、広島県文化財保護審議会は、本県文化財保護行政の要として、県教育委員会が行う施策について、各委員の皆様方それぞれが御専門のお立場から、御指導・御助言を賜りますようお願い申し上げます。

本日は、委員改選後1回目の総会でございます。会長・会長職務代理者ほか部会構成などの新体制を決めていただいた上で、広島県重要文化財の指定等の御審議を行っていただくほか、新たに広島県重要文化財・広島県無形文化財の諮問をさせていただくことなどを予定しております。

長時間となりますが、委員の皆様には、十分な審議を頂きますようお願いいたします。

なお、いよいよ本年7月末から、全国高等学校総合文化祭が本県で開催されます。生徒も自ら企画・運営に一生懸命に取り組んでおりますので、皆様の御支援をお願いいたします。

本日は、よろしくをお願いいたします。

課長代理 : 続きまして、今回は、今年1月の委員改選後、初めての会議ですので、委員の皆様の御紹介をさせていただきたいと思っております。委員名簿等をお配りしておりますが、本日の御着席の順に紹介させていただきます。

安藤 福平 委員 元広島県立文書館副館長 でいらっしゃいます。
石橋 昇 委員 広島大学名誉教授 でいらっしゃいます。
伊藤 奈保子 委員 広島大学大学院准教授 でいらっしゃいます。
上藪 四郎 委員 笠岡市立竹喬美術館館長 でいらっしゃいます。
小都 隆 委員 元広島県教育事業団事務局次長(兼)埋蔵文化財調査室長 でいらっしゃいます。
於保 幸正 委員 広島大学名誉教授 でいらっしゃいます。
熊原 康博 委員 広島大学大学院准教授 でいらっしゃいます。
鈴木 康之 委員 県立広島大学准教授 でいらっしゃいます。
鈴木 理恵 委員 広島大学大学院教授 でいらっしゃいます。
太郎良 裕子 委員 ノートルダム清心女子大学名誉教授 でいらっしゃいます。

中原 ゆかり 委員 愛媛大学教授 でいらっしゃいます。
西本 寮子 委員 県立広島大学教授 でいらっしゃいます。
濱田 宣 委員 徳島文理大学教授 でいらっしゃいます。
林 武広 委員 広島大学大学院教授 でいらっしゃいます。
福本 幸夫 委員 元広島市安佐動物公園園長 でいらっしゃいます。
藤田 盟児 委員 広島国際大学教授 でいらっしゃいます。
松井 輝昭 委員 県立広島大学名誉教授 でいらっしゃいます。
三村 泰臣 委員 元広島工業大学教授 でいらっしゃいます。

なお、本日御欠席でいらっしゃいますが、
迫垣内裕委員、佐竹昭委員、竹下俊治委員、棚橋久美子委員、福田道宏委員が、委員として就任されております。

課長代理 : 続きまして、事務局の出席者を紹介させていただきます。
管理部長の 樽谷 敏治でございます。
文化財課長の 加藤 謙でございます。

本日は、委員の改選がありまして最初の会議ということでございますので、この審議会の概要について御説明します。

資料番号7を御覧ください。

1の「根拠規定」にありますとおり、広島県文化財保護審議会は、文化財保護法及び広島県文化財保護審議会条例の規定に基づいて置かれている附属機関でございます。

この条例は、資料番号8としてお手元にお配りしておりますので、後ほど御参照いただきたいと思います。と存じます。

2の「任務」にありますとおり、この審議会の任務は、広島県教育委員会の諮問に応じて、文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議し、並びにこれらの事項に関して広島県教育委員会に建議すること、となっております。

3の「部会」にありますとおり、この審議会には、条例第7条並びに広島県文化財保護審議会の組織及び運営に関する規程第3条及び第4条の規定により、10の常任部会と「厳島特別部会」が置かれており、それぞれの所掌事項に係る専門の事項を調査審議することとなっております。

この審議会の委員は、必ず、いずれかの常任部会に属することとなっておりますので、後ほど、皆様がどの常任部会に所属することとするか、

決めていただきたいと考えております。

4の「会議」を御覧ください。

まず、「議長」についてでございます。条例第5条第1項の規定により、会長が務めることとなっております。会長は、条例第4条第1項の規定により、委員の互選によって定めることとしております。

以下、「定足数」、「議決の方法」「会議の公開」について、記しております。

なお、広島県教育委員会では、審議会の効率的、効果的運営を図っていくため、部会の再編等を進めてまいります。

委員の任期は2年でございますので、2年後の改選時には、近接した常任部会を統合し6部会に再編したいと考えております。

具体的には、美術工芸部会と書跡部会を統合し、同様に、無形文化財部会と民俗文化財部会、埋蔵文化財部会と史跡部会、名勝部会と庭園部会、以上の組合せで統合し、これらに建造物部会と天然記念物部会を加えた六つの部会とする計画です。

また、今回の改選に当たり、土木工学と人文地理学を専門とする委員の任期が終了しまして、今後、これらの専門的分野については当面の役割が終了いたしましたため、後任の任命は行わず、結果として2名減の23名となりました。また、今後も同様な事例が見込まれるため、4年後には20名になると考えております。

委員の全体数は減少しますが、再編後の常任部会の人数はおおむね増加し、現状よりも、より多角的な見地からの調査審議が可能となると考えております。

審議会の説明につきましては、以上でございます。

課長代理 : それでは引き続き、会長の選任及び会長職務代理者の指名に移らせていただきたいと思います。

先例によりますと、事務局が仮議長を指名し、新会長が選任されるまでの間、司会進行をしていただいております。本日もこの方法で進めてよろしいでしょうか。

特に御異議もないようですので、前会長職務代理者の小都委員に仮議長をお願いいたします。

小都委員、仮議長席にお着きください。

仮議長 : それでは、会長が選任されるまでの間、私が司会を務めさせていただきます。よろしく申し上げます。

広島県文化財保護審議会条例第4条第1項は、「審議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。」こととしております。

前回はお一人のみの推薦でしたので、推薦によって会長を選任しました。複数の方の推薦があった場合は、投票により決定することになります。最初から、投票を行って選任したこともございます。どの方法で行うかについて、皆様に御意見を伺いたいと思います。

濱田委員 : 委員による推薦が、よいと思います。

仮議長 : ただ今、推薦という意見が出ましたが、推薦ということでよろしいでしょうか。

全員 : (異議なし)

- 仮議長 では、推薦で会長を決定することにいたします。
どなたか、会長を御推薦いただけますでしょうか。
- 濱田委員 : 仮議長に選出されました小都委員を推薦させていただきたいと思いま
す。
 小都委員は本審議会委員を5期と永く務められ、前回まで2期にわたり
 会長職務代理者を務められ、適任と考えます。
- 仮議長 : 私を会長にとの御推薦を頂きましたが、他に推薦はありませんか。
 他に推薦がないようですので、皆様方の御協力を頂きながら、務めてま
 いりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。
- 課長代理 : それでは、会長が選任されましたので、まず会長職務代理者の指名を
 していただきます。広島県文化財保護条例第4条第3項は、「会長があら
 かじめ指名する委員がその職務を代理する」こととしております。どな
 たかを指名してください
- 会長 : 私としては、石橋委員にお願いしたいと思えます。
- 課長代理 : それでは、御指名でございますので、石橋委員、会長職務代理者席に
 お移りください。
- 課長代理 : それでは、まず、新会長から御挨拶を頂戴したいと存じます。
- 会長 : (挨拶)
- 課長代理 : ありがとうございました。
 今後は会長に議事を進めていただきたいと思います。存じます。
 小都会長、よろしく願いいたします。
- 会長 : まず、審議会の会議の公開について取決めを行いたいと思えます。事
 務局から説明してください。

会議の公開について

- 課長代理 : 資料番号9を御覧ください。
 会議の公開について、当委員会では、当委員会が所管する附属機関等の会
 議の審議過程等を公開することによって、透明性の向上を図り、開かれた教
 育行政を推進するため、平成13年にこの規則を制定いたしました。広島県
 文化財保護審議会は、この規則の第1条にいう「附属機関等」に該当いたし
 ます。この規則の第2条第1項本文は、「会議は、公開するものとする」と
 しております。
 一方、例外的に非公開とする場合がございます。この規則の第2条第1項
 ただし書は、「広島県情報公開条例第10条に規定する不開示情報」、例えば、
 個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得る
 もの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、な
 お個人の権利利益を害するおそれがあるもの、「が含まれる事項を議事とし
 る会議」及び「公開することにより公正又は円滑な運営に支障が生じるおそ
 れがあると認められる会議」の「いずれかの会議は、その全部又は一部を非
 公開とするものとする」としてしております。この規則の第2条第2項は、「会
 議の公開」は、「傍聴」か「議事録の閲覧」の「いずれかの方法により行う

もの」としておりますが、この審議会では、これまで、「傍聴」と「議事録の閲覧」の、両方を組み合わせて、会議の公開を行ってきております。この規則の第2条第3項は、「会議の公開の方法」又は「会議を非公開とすること」の決定は、当該附属機関等が行うものとする」としてあります。なお、この規則の第3条から第6条までは、会議の傍聴について定めてあります。

本日、傍聴希望の方はありませんので、念のため申し添えさせていただきます。以上でございます。

会長 : ただ今説明がありましたとおり、特段の御異論がなければ、この会議を公開することとし、その方法は、「傍聴」及び「議事録の閲覧」によることとしたいと思います。

ただし、「会議次第」の事項のうち、3の「部会に属する委員の指名、部会長の選任及び部会長職務代理者の指名について」は、人事に関する案件ですから、非公開が適当ではないかと思えます。

また、4の「議題」の(1)及び(2)は、指定や指定の解除が適当であると、この審議会が広島県教育委員会に答申しても、教育委員会の会議で決定をするまでは、調査審議中の案件です。

同様に、(3)の指定の諮問については、本日諮問を受けてから調査を行う案件であり、会議を公開することにより、事前に調査物件が公になると、公正な調査審議に支障が生じるおそれがあります。

したがって、「会議次第」の3「部会に属する委員の指名」などの案件と、4の「議題」については、非公開が適当ではないかと思えますが、いかがでしょうか。

全員 (異議なし)

会長 : それでは、「会議次第」の3及び4については、非公開とします。

今後の会議の順番につきましては、3の「部会に属する委員の指名」などの案件を非公開とし、5の「報告」を公開とします。最後に4の「議題」を非公開として議事を進めてまいりたいと思います。

【 以下については、非公開で議事を進めたが、当日の会議で決定されたため、公開する。 】

部会に属する委員の指名、部会長の選任及び部会長職務代理者の指名について

それでは、3の「部会に属する委員の指名、部会長の選任及び部会長職務代理者の指名について」協議します。

先ほど、事務局から「広島県文化財保護審議会について」説明がありましたように、審議会には、常任部会として建造物部会などの10部会と、厳島特別部会の、合わせて11部会が設置されております。委員の皆様には、それぞれの部会に所属していただき、調査・審議していただくわけですが、広島県文化財保護審議会条例第7条第2項は、「部会に所属させる委員」は、「会長が指名する」こととしてあります。

それぞれ専門的な部会でもありますし、事務局で案を作っていればそれを検討するということがいかがでしょうか。異議ございませんか。

全員 (異議なし)

会長 : 事務局に案がありますか。原案があれば、配付してください。

- 会長 : 原案のとおりでいかがでしょうか。
- 全員 (異議なし)
- 会長 : 異議もないようですから、このとおり部会委員を指名させていただきます。
なお、本日御欠席の委員には、事務局から連絡してください。
- 会長 : 続いて「部会長の選任及び部会長職務代理者の指名」について協議します。
広島県文化財保護審議会条例第7条第3項は、部会長は「その部会に属する委員の互選によってこれを定める」こととしております。また、同条第5項は、「部会に属する委員のうちから、部会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。」こととしております。
そこで、これから部会ごとに協議して部会長の選任と部会長職務代理者の指名をしていただきますが、各委員が複数の部会に重複して所属しておりますので、協議が円滑に進むように、部会の順番を事務局から示してください。
- 課長代理 : それでは、まず、建造物部会、美術工芸部会、民俗文化財部会、埋蔵文化財部会、天然記念物部会に分かれて協議してください。協議場所は、事務局員が部会の札を持って立っておりますので、そちらへお集まりください。その他の部会の委員の皆様は、そのまましばらくお待ちください。部会長及び部会長職務代理者が決まりましたら、事務局員に御報告願います。

次に、書跡部会、無形文化財部会、史跡部会、名勝部会、庭園部会の協議をお願いします。協議場所は、事務局員が部会の札を持って立っておりますので、そちらへお集まりください。その他の部会の委員の皆様は、そのまましばらくお待ちください。部会長及び部会長職務代理者が決まりましたら、事務局員に御報告願います。

最後に、厳島特別部会の協議をお願いします。協議場所は、事務局員が部会の札を持って立っておりますので、そちらへお集まりください。その他の部会の委員の皆様は、そのまましばらくお待ちください。部会長及び部会長職務代理者が決まりましたら、事務局員に御報告願います。
- 会長 : それでは、結果が出たようですので、各部会の部会長、部会長職務代理者について事務局から報告をお願いします。
- 課長代理 : それでは、建造物部会から順に報告いたします。
建造物部会 部会長 藤田委員、部会長職務代理者 迫垣内委員
美術工芸部会 部会長 伊藤委員、部会長職務代理者 濱田委員
書籍部会 部会長 松井委員、部会長職務代理者 棚橋委員
無形文化財部会 部会長 太郎良委員、部会長職務代理者 中原委員
民俗文化財部会 部会長 三村委員、部会長職務代理者 太郎良委員
埋蔵文化財部会 部会長 鈴木(康)委員、部会長職務代理者 松井委員

史跡部会 部会長 小都委員，部会長職務代理者 佐竹委員
名勝部会 部会長 石橋委員，部会長職務代理者 林委員
庭園部会 部会長 於保委員，部会長職務代理者 竹下委員
天然記念物部会 部会長 福本委員，部会長職務代理者 石橋委員
厳島特別部会 部会長 松井委員，部会長職務代理者 藤田委員

会長 : 以上で、人事に関する案件が終了いたしました。ここで5分間休憩いたします。

【 以上，非公開 】

文化財の部会審議状況等について

会長 : ただ今から、議事を再開します。
5の「報告」の(1)の「史跡安芸国分寺跡の現状変更に係る部会審議状況について」史跡部会から私が報告します。

会長 : 資料番号4を御覧ください。
東広島市西条町にあります史跡安芸国分寺跡において、客殿を建築する現状変更許可申請書が平成27年1月9日付けで提出されました。
6の「現地調査及び会議」を御覧ください。
昨年6月18日に現地調査及び会議を開催し、(2)のとおり文化庁への副申文書に意見を添えることとし、今後の現状変更案件への歯止めとすることといたしました。
事務局では、その意見を踏まえた副申文書を付して申請書を文化庁に送付した結果、7の「部会後の状況」にありますように、文化庁では、同年7月17日付けで条件を付して許可をしております。
以上です。

会長 : ただ今の説明について、御意見、御質問がありましたら、御発言ください。
ないようでしたら、次に、(2)の「文化財の現地調査状況について」事務局から報告してください。

文化財の現地調査について

事務局 : 資料番号5を御覧ください。
まず、「広島県重要文化財 児玉家住宅」の現地調査状況について御説明いたします。以前から所有者と安芸高田市教育委員会が「児玉家住宅」の管理・修理方法について協議・検討していたところですが、昨年9月、建造物部会の藤田部会長と迫垣内部会長職務代理者と共に現地調査を行いました。(5)の「調査結果」にありますとおり、屋根・床等の毀損状況を確認し、応急的な対応と根本的な修理方法について指導を頂きました。(6)の「調査後の状況」にありますように、現地調査での意見を踏まえ、今後の補助事業化に向けて調整を進めているところです。
次に、3ページを御覧ください。「広島県重要文化財 寿福寺禅堂」の現地調査状況について御説明いたします。「寿福寺禅堂」については、昨年7月に、所有者から修理指導の依頼がありましたので、建造物部会の藤田部会長と迫垣内部会長職務代理者と共に現地調査を行いました。(5)の「調査結果」にありますとおり、屋根については5年後を目途に差し茅を行い、北側西寄りの壁の修理を優先することとしました。(6)の「調査後の状況」にありますように、現地調査での意見を踏まえ、現在今後の県費補助事業化に向けて調

整を進めているところです。

次に、5ページを御覧ください。「広島県重要文化財 多家神社の宝蔵」の現地調査状況について御説明いたします。「多家神社の宝蔵」については、昨年8月に、所有者から県費補助事業計画が提出されました。効果的な方策について検討するため、先月、建築史・建築意匠学を専門とする藤田委員と迫垣内委員と共に、現地調査を行いました。(5)の「調査結果」にありますとおり、檜皮葺きの屋根の経年劣化の状況などを確認しました。(6)の「調査後の状況」にありますように、現地調査での意見を踏まえ、現在今後の県費補助事業化に向けて調整を進めているところです。

次に、7ページを御覧ください。「広島県重要文化財 木造阿弥陀如来坐像」の現地調査状況について御説明いたします。(4)の「経緯」の「ウ」にありますように、昨年2月、美術工芸部会の濱田部会長と当時の菅村部会長職務代理者による現地調査結果を踏まえ、欠失部の復原や新補の際は、事前に福山市教育委員会・広島県教育委員会・広島県文化財保護審議会と協議し、その指示に従うこと、という条件を付して、昨年3月、この仏像の現状変更（保存修理）を許可したところです。

この現状変更（保存修理）の内容は、(5)のアからコまでのとおりです。昨年7月の現地調査は、このうちアからキまで終了し、これから欠失部の復原に着手するという段階に、濱田部会長と共に行いました。(6)の「調査指導内容」を御覧ください。アにありますように、修理の進捗を確認し、最終仕上げ前に欠失部の復原状況を確認することといたしました。イにありますように、その確認は11月に行い、最終仕上げの方法を指示しました。

(7)の「今後の予定」を御覧ください。今月19日（金）に所有者から県立歴史博物館に寄附され、当日から開催予定の「コレクション展」の後期展で特別公開される予定です。

次に、10ページを御覧ください。「広島県重要文化財 神輿」の現地調査状況について御説明いたします。昨年の8月に、所有者から神輿の保存修理に係る補助事業計画が提出されました。この神輿は、工芸品ではありますが、八角形の各角に柱を、内部に心柱を持ち、建造物のような構造を有していることから、美術工芸部会の濱田部会長と建造物部会の藤田部会長と共に調査を実施しました。(5)の「調査結果」のとおり、アからウまでの意見を頂きまして、現在、所有者から提出された見直し後の修理計画を基に、来年度の補助事業実施に向けて調整を進めています。

次に、12ページを御覧ください。「特別史跡及び特別名勝厳島」の現地調査状況について御説明いたします。昨年4月に、特別史跡及び特別名勝厳島の滝町にあります旧西方院庭園内に、所有者が茶室を新築する計画を立てました。厳島の『保存管理計画』の内容にも即していることから、その旨を副申として付して文化庁へ申請書を送付したところ、文化庁は、7月、事前の発掘調査を条件に許可いたしました。広島県教育委員会と廿日市市教育委員会が茶室建築予定地の発掘調査を実施したところ、地下に遺構がないことをいたしました。念のため、厳島特別部会の松井部会長にも報告し、現地を確認していただきました。8月10日、発掘調査が終了し、現在、所有者が茶室を新築工事中でございます。

次に、13ページを御覧ください。「広島県史跡 五品嶽城跡」の現地調査状況について御説明いたします。昨年、庄原市から県史跡五品嶽城跡の散策道やサインなどの整備に係る現状変更許可申請書が提出されました。計画工法と遺構への影響の有無を検討するため、史跡部会の小都部会長と共に調査を実施しました。(5)の「調査結果」のアからエまでの条件を付して現状変更の許可をするよう指導を受けました。(6)の「調査後の状況」にありますように、申請者が(5)の条件に即した整備計画に修正しましたので、11月に許可をいたしました。

続いて、15 ページを御覧ください。「広島県史跡 今田氏城館跡」の現地調査状況について御説明いたします。昨年、この史跡の保存会から、登山道整備について相談がありました。整備方法と遺構への影響の有無を検討するため、史跡部会の小都部会長と共に調査を実施しました。(5)の「調査結果」のとおり、掘削を行わない方法で防護柵とステップを設置するよう指導を受けました。(6)の「調査後の状況」にありますように、申請者から現状変更許可申請書は提出されておりませんが、今後提出された場合には、上記(5)の条件に即した内容とするよう指導してまいります。

最後に、16 ページを御覧ください。「広島県史跡 頼杏坪役宅」の現地調査状況について御説明いたします。(4)の「経緯」にありますように、昨年8月、所有者から、保存修理に係る補助事業計画が提出されました。県史跡ではありますが、保存修理の対象が建造物であるため、建築史・建築意匠学を専門とする藤田委員・迫垣内委員と共に先月調査を実施しました。(5)の「調査結果」のとおり、アからシまでの意見を頂きました。(6)の「調査後の状況」にありますように、上記(5)の意見を踏まえ、今後の補助事業化へ向けて、調整を進めているところです。

以上でございます。

会長 : ただ今の説明について、御意見、御質問がありましたら、御発言ください。

濱田委員 : 報告があった件に関して、報告させていただきます。

県重要文化財木造阿弥陀坐像の修理について、説明にもありましたように、修理完了が1月末となっていますが、昨日修理工房に行き、最終的な確認をしてまいりました。

この仏像の修理に関して最も慎重を期したのが、9ページの写真にもありますように、左腕の肘の部分から袖口、左手先が無くなっていました。指定当時にはあったものですが、どちらも欠損していました。これを復元するに当たり、この仏像の時代に合ったものを全国の作例を探し、これに見合った袖口と肩から肘にかけて流れる衣文を慎重に検討して復元をしていただきました。

顔の部分に関しては、黒っぽく見える部分が、度々落とされたり落下したりして表面の漆箔が剥げており、ここをどうするかという課題がありました。当初そのまま維持しようとも考えましたが、顔が一番目立つ部分になるので、周りの雰囲気合うように漆箔を施して、古く見せるような補色を行いました。漆箔と補色のやり方によっては、かなり光ってしまうので、12月下旬と1月初旬に4日ほど修理工房に通い、修理技術者と相談しながら不具合がないようにきちんと修理いたしました。

先ほどの説明にもありましたように、2月19日から広島県立歴史博物館で公開されることになっています。本文化財は、所有者が管理できないということで、地元のお堂の老朽化が著しく、修理後にこのお堂に戻しても保存上よくないため、しかるべき施設に寄附したいという希望がありましたので、広島県立歴史博物館へ寄附される申請をされているところです。

この保存修理につきましては、一般県民を始め本事業に御理解を頂いた方からの寄附を頂き、600万円の寄附金を集めることができ、修理ができたという非常に稀有な例だと思います。県民の皆様方の御理解があつてここまでできたことをお礼申し上げたいと思います。

会長 : その他何かありませんか。

ないようでしたら、次に、(3)の「文化財の指定等について」事務局から報告してください。

文化財の指定等について

- 事務局 : 資料番号6を御覧ください。
- まず、「史跡の指定について」、御説明します。安芸高田市甲田町にあります、「甲立古墳」を、昨年11月20日、史跡に指定するよう、国の文化審議会が文部科学大臣に答申いたしました。
- 次に、2ページを御覧ください。「登録有形文化財（建造物）の登録について」説明します。昨年11月17日、安芸高田市甲田町にあります「日野家住宅主屋ほか7件」が、国の登録有形文化財（建造物）の登録原簿に登録されました。
- 3ページを御覧ください。昨年11月20日、庄原市東城町にあります「ヤマモトロックマシン（旧山本鉄工所）第一工場ほか7件」を、国の登録有形文化財（建造物）の登録原簿に登録するよう、国の文化審議会が文部科学大臣に答申いたしました。
- 4ページを御覧ください。「登録記念物（名勝地関係）の登録について」説明します。昨年11月20日、東広島市西条上市町にあります「前垣氏庭園（寿延庭）」を、国の登録記念物（名勝地関係）の登録原簿に登録するよう、国の文化審議会が文部科学大臣に答申いたしました。
- 最後に、5ページを御覧ください。「日本遺産の認定について」説明します。昨年4月24日、尾道市の市街地背後の山々と尾道水道に囲まれた地域が、日本遺産に認定されました。
- 日本遺産の認定は、文化庁が今年度から創設した制度で、地域の歴史的魅力や特色を通じて、我が国の文化・伝統を語るストーリーを「日本遺産」に認定するとともに、ストーリーを語る上で不可欠な魅力ある有形・無形の文化財群を地域が主体となって総合的に整備・活用し、国内外に戦略的に発信することにより、地域の活性化を図るものです。
- 以上でございます。

- 会長 : ただ今の説明について、御意見、御質問がありましたら、御発言ください。
- ないようでしたら、5の「報告」を終わらせていただきます。
- 以上で、公開の議事が終了しました。
- それでは、ここからは、非公開で議事を進めます。

【 以下については、非公開で議事を進めたが、平成28年3月14日の広島県教育委員会3月定例会において、指定することが決定されたため、公開する。 】

広島県重要文化財の指定について

- 会長 : 2の「議題」の「広島県重要文化財の指定について」を審議します。
- 今回の案件は、尾道市の浄土寺から申請の「絹本著色尊氏將軍画像」です。この案件は、平成26年11月27日付けで、広島県教育委員会教育長から広島県文化財保護審議会会長宛てに諮問がなされ、同日付けで美術工芸部会に付託したものでございます。
- この件について、美術工芸部会から御説明をお願いします。
- 濱田委員 : 本来であれば新しい美術工芸部会で報告を行うべきですが、昨年末に美術工芸部会を開き、指定の可否についての審議を行いました。その際、年が明けて新しい委員構成になるため、本来であれば菅村委員がこの場で説明することになっていましたが、それが叶わない場合には旧美術工芸部会長の私が

説明するという事を申し合わせましたので、今日は旧美術工芸部会長として私から報告させていただきます。

資料番号1を御覧ください。

申請名称は「絹本著色尊氏将軍画像」です。これは尾道市重要文化財の指定名称ですので、この名称で申請されました。平成26年10月7日付けで指定申請が行われ、平成27年2月20日に美術工芸部会員4名により現地調査及び審議を行い、また12月21日にも審議しました。調書案については、前任の菅村委員が執筆され、詳細な報告をしていただきました。その際に審議・修正等を行った調書案を作成していますので、まずは、事務局から調書案を朗読してください。

事務局 : (調査報告案朗読)

濱田委員 : 続きまして、プロジェクターを使ってもう少し詳細に写真を見てきたいと思えます。

(写真映写・説明)

以上のことについて、前の部会で審議した結果、指定名称を「絹本著色伝足利尊氏像」として、広島県重要文化財に指定することが適当であると判断いたしました。

申し添えますと、足利尊氏像と確実視されている肖像として、彫刻では、大分県の安国寺にある南北朝時代制作の重要文化財「木造足利尊氏坐像」などがありますが、絵画では現在のところ足利尊氏像と断定されているものはありません。かつては「騎馬武者像」のモデルが足利尊氏だと言われていましたが、現在ではほぼ否定されています。近年の研究では、神護寺の国宝「伝平重盛像」が足利尊氏を描いたものであるという説も提示されています。

以上で写真の説明を終わります。

会長 : ただ今、御説明がありましたとおり、この件につきましては、平成27年12月21日に美術工芸部会で慎重に審議いただき、12月28日付けで、美術工芸部会長から、当該案件は広島県重要文化財の指定に値する旨の報告を頂いております。

それでは、この件について、御意見、御質問がありましたら、御発言ください。

藤田委員 : まず、絵画的な特色から制作年代は16世紀前半だろうという説明でした。調書案では年代を16世紀とされていますが、15世紀後半に遡る可能性はないのでしょうか。

次に、調書案の概要の中に、「こうした表現からは模倣すべき親本、あるいは似せるべき眼前のモデルの存在が想定される」という文章があります。この「似せるべき眼前のモデルの存在が想定される」の部分が気になります。足利尊氏は既に死んでいるので、この「モデル」とは何を指しているのかよく分かりません。

以上2点質問させていただきます。

濱田委員 : まず、制作年代に関しては、美術工芸部会では相当議論されました。もう少し年代幅を細かく断定したほうがいいのではないかという意見もありましたが、後世の手が入っている部分がどの段階で入ったのかの見極めがつかなかった部分もあり、現時点では16世紀とするのが妥当ではないかと判断

しました。16 世紀前半の制作の可能性も考えられますが、現時点で完全に断定できる要素がないため、16 世紀ということにしました。

それから、おそらくこのモデルというのは足利尊氏を指すのではなく、この当時の武将像の下敷きになるようなものがあつたのではないかと思われるます。

松井委員 : 年代のところで 16 世紀前半と言われました。実は足利義昭という人物が天正 4 年 (1576) に輶に来ています。その時に浄土寺の文書等を見ています。もし尊氏の画像がこの段階に作られたとしたら (義昭に) 似せた可能性はないでしょうか。義昭が尊氏像を見たということはどこにも書かれていません。浄土寺にある尊氏の文書を見たという記録はあります。ところがこの画像については一切そういうものはないということです。そうすると、果たして 16 世紀前半という制作年代の決め手は美術史的な推測ということではないかと思ひます。先ほど藤田委員はモデルと言われましたが、足利義昭に似ていませんか。

藤田委員 : モデルと言われると私はまず義昭が頭に浮かびます。一般の人でも 16 世紀でモデル、と言われたらどうしても義昭を頭に浮かべるので、「モデル」という文言は調書に書かないほうがいいだろうと私は思ひます

松井委員 : 制作年代が 16 世紀前半と限定できないため 16 世紀とされていますので、足利義昭をモデルとして想定することも、なんとかできると思ひます。しかし、やはり足利義昭が来た時に絵画を見た記録がないことや、もともと浄土寺にあつたものかどうか不明であるということから、モデルについては問題にしないこととするのか、その点はいかがでしょうか。

濱田委員 : 制作年代を 16 世紀としたのは、16 世紀前半の可能性もありますが断定できないので 16 世紀としています。

それから、足利義昭に関しても、似ているというだけで誰ということも特定できません。仮に、先ほど御覧いただいた木彫の足利尊氏と似ているとしても、足利尊氏と断定できるものではありません。資料がなく、一番の問題としては贄がないため、指定名称を検討する際にも、「伝足利尊氏像」としていいのか、あるいは「武将像」や「足利将軍像」としたほうがいいのか、足利将軍の誰かである可能性はどうか、という点も議論されましたが、浄土寺と足利尊氏の関係が古文書等で説明ができるので、広島県重要文化財の指定名称としても「伝足利尊氏像」としていいのではないかという結論となりました。

「モデル」として想定される人物について、美術工芸部会の際に踏み込んで議論はしていませんが、人物だけを描くということに何らかの意図があつたのではないかと思ひます。本来であれば、絵を描いていて贄を入れるべきところを、肖像だけ描き、上部に空白を残したままで留めていることにどんな意図があつたかについては、今後類例と比較して分かつてくることがあればと思ひます。仮に、「モデル」の記述を取るということであれば、「こうした表現からは模倣すべき親本、あるいは似せるべき眼前のモデルの存在が想定される」の部分に割愛したほうがよいということでしょうか。

藤田委員 : 「こうした表現からは模倣すべき親本等の存在」という表現にしてはいかがでしょうか。この「モデル」という言葉を使っていることだけが気になります。確かに何かを見て一生懸命似せて描こうとしていることは分かりますが、「眼前のモデル」と言われたときに、美術史ではおそらく絵などのことを想定されると思ひますが、一般の方だと、どうしても立体的、生身の人間

を想定されます。また、ちょうど 16 世紀に足利義昭が備後に来て長期間在住しているという事実があり、間違った認識を与えかねないという懸念がありますので、表現を少し変えていただきたいということです。

濱田委員 美術工芸部会の審議に出席された伊藤委員はどう思われますか。

伊藤委員 : 藤田委員の御指摘を参考にさせていただき、「こうした表現からは模倣すべき親本等の存在が想定される」という表現がよろしいと思います。

指定名称については、美術工芸部会の中で、「足利尊氏」を名称に入れてもいいのか、単に「武将」にしたほうがよいのかという点についても審議しました。指定名称案を確定しないといけないため、今回この名称で提出したところですが、この場で名称について再考できるのであれば、委員の皆様から御意見いただき、より良い名称を検討することができるのではと思います。このままで良いか否か、いかがでしょうか。

濱田委員 : 調書案の該当部分については、「こうした表現からは模倣すべき親本等」とし、それに続く「あるいは似せるべき眼前のモデル」を削除して、その存在が想定されるということにしたいと思います。

伊藤委員から御提案がありましたように、指定名称について皆様に御議論いただき、最終的が結論を得られたらありがたいと思います。

会長 : 名称につきまして御意見ありませんか。

藤田委員 : 畳の縁が大紋高麗縁ということで、通常この時代だと大臣以上の人物が座るということになっていると思いますので、大臣以上になれる武将という将軍が該当すると考えます。この時代の有職故実を考慮すると、足利将軍でないで大紋高麗縁の畳を描くことを許されないとします。このため、本画像の像主は足利将軍であると思います。浄土寺でずっと足利尊氏像として伝来しているのであれば、大紋高麗縁の畳がその傍証になっています。ただし像主が足利尊氏とは断定できないので、「伝」を付して「伝足利尊氏像」とする、ということであれば、内容的には適当な指定名称だと思います。厳密に言えば、足利尊氏であるとは断言できないでしょうが、「伝足利尊氏像」で指定名称の意味として問題ないと思います。

松井委員 : 私も指定名称としては藤田委員の御発言のとおりでいいと思います。こだわりますが、本画像がどういう形で伝来したのか、浄土寺で制作したものか、あるいは入手したものかという点が一つ気になるところです。足利義昭が古文書を見て一筆したためた時に、この画像について何も書いていないという点がどうしても引っかかる理由です。制作年代が 16 世紀というのは、美術史の上でもほぼ確かだと言えますか。

濱田委員 : 制作年代については、先程の説明のとおり、絵絹の状態や描法等を含めて全国に見られる類例と比較して、美術史的な位置付けとしては、現時点では 16 世紀と確定してよいと考えます。

なお、尾道市重要文化財に指定された際には、南北朝時代の制作とされています。

おそらく松井委員は浄土寺関係の文書はほとんど見ていらっしゃると思います。それから、昨年、浄土寺の展覧会をするに当たって、私も広島県立歴史博物館も文書類のほとんど全てを調べましたが、本画像に関する現在知られている資料以外のものは出てまいりませんでした。

- 会長 : 名称につきましてそのほか御意見ありませんか。
- 林委員 : 尾道市の指定名称は何ですか。
- 事務局 : 「絹本著色尊氏将軍画像」です。
- 林委員 : そうすると、もしここで名称を変えるとすると、同じ画像が全く違う名称で呼ばれることになると思います。平凡な名称だと、文化財的な価値が十分に伝わらないと思いますので、「伝」が付くとしても歴史的な人物の氏名として「足利尊氏」が入るほうがよいと思います。足利尊氏の名前を指定名称から外してしまうと、尾道市重要文化財として指定されたものと違うものではないかと言われるのもいかがなものかだと思います。
- 松井委員 : 私は伝来の部分にこだわりましたが、調書案では「本図の伝来は今のところ明らかにし得ない。」とされていることから、これが浄土寺で作られたかどうかということはここでは問題にしないということであれば、指定名称は原案でよろしいと思います。制作年代の16世紀という部分が多少引かかることは事実ですが、伝来がはっきりしないと書いてあるので、これではよろしいのではないのでしょうか。
- 会長 : 「絹本著色伝足利尊氏像」という指定名称について議論いただきましたが、例えば「絹本著色足利将軍像」等の指定名称とする選択肢もあるわけですが、松井委員の御意見にありましたように「伝来は今のところ明らかにし得ない」という点と、もう一つは尾道市重要文化財の指定名称が「絹本著色尊氏将軍画像」とされている点から、原案どおりでよいという意見がありました。いかがでしょうか。
- 全員 (異議なし)
- 会長 : よろしいでしょうか。
それでは、調書案の概要中の記述を「こうした表現からは模倣すべき親本等の存在が想定される」と修正し、「模倣すべきモデルの存在が想定される」という記述は外すこと、指定名称については「絹本著色伝足利尊氏像」とすることでよろしいでしょうか。
- 全員 (異議なし)
- 会長 他にありませんか。ないようでしたら、「絹本著色尊氏将軍画像」を県重要文化財に指定する、ただし指定名称は「絹本著色伝足利尊氏像」とする、ということで答申することといたします。御異議ありませんか。
- 全員 (異議なし)
- 会長 それでは、そのように取り計らいます。
この後の事務処理は、事務局が行ってください。

広島県天然記念物の指定の解除について

- 会長 : 次に、(2)の「広島県天然記念物の指定の解除について」、審議します。
今回の案件は「原田のエノキ」と「山中福田八幡のウラジロガシ」です。
この案件は、広島県教育委員会教育長から、平成27年12月18日付け

で、広島県天然記念物の指定の解除について諮問がなされ、同日付けで天然記念物部会に付託したものでございます。

この件について、天然記念物部会から御説明をお願いします。

福本部会長 : 資料番号2を御覧ください。
「原田のエノキ」と「山中福田八幡のウラジロガシ」につきましては、安芸高田市教育委員会と世羅町教育委員会がそれぞれ管理状況調査をし、衰弱していると県教育委員会へ報告していました。昨年、天然記念物部会の植物専門の石橋委員と竹下委員が現地調査を行い、共に枯死していることを確認しております。
では、事務局から資料をお読みください。

事務局 : (調査報告案朗読)

会長 : 現地調査を行った石橋委員、何か補足することがありましたら、説明をお願いします。

石橋委員 : エノキは落葉樹ですが、3月に撮った写真を拝見した時には、芽が出ているかどうか判断できませんでしたが、6月に撮った写真で枯死を確認しました。

福本部会長 : 以上のとおり、天然記念物部会では、「原田のエノキ」と「山中福田八幡のウラジロガシ」の広島県天然記念物の指定を解除することは適当であると判断いたしました。

会長 : ただ今、御説明がありましたとおり、この件につきましては、平成27年12月28日付けで、天然記念物部会長から指定の解除は適当であると認める旨の報告を頂いております。
それでは、この件について、御意見、御質問がありましたら、御発言ください。

会長 : ないようでしたら、「原田のエノキ」と「山中福田八幡のウラジロガシ」の広島県天然記念物の指定を解除することは適当である旨答申することに、御異議ありませんか。

(異議なし)

会長 : それでは、そのように取り計らいます。
この後の事務処理は事務局が行ってください。

【 以下については、非公開で議事を進めたが、平成28年10月14日の広島県教育委員会10月定例会において、指定することが決定されたため、公開する。 】

広島県重要文化財の指定の諮問について

会長 : 続いて、「議題」の(3)の「広島県重要文化財及び広島県無形文化財の指定の諮問について」、広島県教育委員会から諮問を頂きたいと思います。

管理部長 : よろしく申し上げます。

: (諮問書を会長に手交)

の制作とされてきましたが、平成 24 年度の修理の際に確認された足柄の銘文から、正中 2 年（1325）4 月 15 日から 7 月 7 日にかけて、美作国の仏師により制作されたことが判明いたしました。

5 ページの写真を御覧ください。像表面のクリーニングの結果、着衣全体を彩る絢爛で多彩な文様が明らかとなり、これらが制作当初からのものであることが判明しました。このような制作当初のままの緻密な文様が着衣全体に施されている事例は、県内の指定文化財の仏像には他にありません。

最後に 17 ページを御覧ください。以上の検討から、この立像は、鎌倉時代末期に制作され、当初の状態が非常に良好に残っており、彫刻史上の貴重な基準作と位置付けられることから、広島県重要文化財指定基準の 1 の「彫刻」の(1)の「各時代の遺品のうち製作優秀で本県の文化史上貴重なもの」及び(2)の「本県の彫刻史上特に意義のある資料となるもの」に、該当すると思われま

す。以上、事務局において検討いたしましたところ、この案件を、広島県文化財保護審議会に諮問して、広島県重要文化財の指定の可否について調査審議していただくことが適当であると、判断いたしました。

以上でございます。

会長 : この案件の趣旨について説明がありましたが、御意見、御質問がありましたら、御発言ください。

ないようでしたら、広島県重要文化財の指定の可否について調査審議することといたします。調査審議については、美術工芸部会に付託します。事務局は、美術工芸部会と共に、事務を進めてください。

会長 : 次に、「木造阿弥陀如来立像」について事務局から説明してください。

事務局 : 資料番号 3 の 7 ページを御覧ください。

尾道市の宗教法人持光寺から、広島県重要文化財指定申請書が提出されました。申請物件は、「木造五劫思惟阿弥陀如来坐像」です。この物件を、この審議会において調査審議していただくことが適当であるかどうか、事務局において検討した結果について御説明します。

10 ページの写真を御覧ください。これは、宝暦 11 年（1761）に記された什物録で、本像が元禄 15 年（1702）に仏師法橋安清によって造られたと記されています。

8 ページの写真を御覧ください。五劫思惟阿弥陀如来坐像は、通常の阿弥陀如来像と異なり、悟りを開く前の阿弥陀仏が五劫という長時間にわたり思惟にふけり、理髪をしなかったために長大な頭髪となったことを表す、大きく膨らんだ頭部が特徴です。

五劫思惟阿弥陀如来像の作例としては、県内では本像が知られるのみで、全国的にも江戸時代以前の制作は 10 件程度しかありません。他県の作例としては、鎌倉時代の制作で重要文化財の五劫院像や東大寺像のほか、平成 25 年度に和歌山県重要文化財に指定された江戸時代の制作の道成寺像などが知られています。

最後に 17 ページを御覧ください。以上の検討から、本像は、江戸時代中期の仏像として制作年代及び作者が分かるものであり、全国的にも極めて遺例が少なく、本県では唯一の遺例として知られる非常に貴重な仏像であることから、広島県重要文化財指定基準の 1 の「彫刻」の(2)の「本県の彫刻史上特に意義のある資料となるもの」及び(3)の「題材、品質、形状又は技法等の点で顕著な特異性を示すもの」に、該当すると思われま

す。以上、事務局において検討いたしましたところ、この案件を、広島県文化

財保護審議会に諮問して、広島県重要文化財の指定の可否について調査審議していただくことが適当であると、判断いたしました。
以上でございます。

会長 : この案件の趣旨について説明がありましたが、御意見、御質問がありましたら、御発言ください。

ないようでしたら、広島県重要文化財の指定の可否について調査審議することといたします。調査審議については、美術工芸部会に付託します。事務局は、美術工芸部会と共に、事務を進めてください。

広島県無形文化財の指定の諮問について

会長 : 次に、「広島県無形文化財（日本刀製作技術）の指定の諮問について」事務局から説明してください。

文化財課長 : 資料番号3の11ページを御覧ください。

庄原市教育委員会から、広島県無形文化財指定申請書が提出されました。申請物件は「日本刀製作技術」で、保持者は「久保善博」さんです。この物件を、この審議会において調査審議していただくことが適当であるかどうか、事務局において検討した結果について御説明します。

「日本刀製作技術」は、平成18年に広島県無形文化財に指定した広島県を代表する工芸技術です。保持者は「三上孝徳」さんが認定されています。

12ページを御覧ください。今回保持者として申請の「久保善博」さんは、平成元年に無鑑査刀匠の吉原義人さんに師事し、5年間の修行を経たのち独立して刀作りを開始し、平成13年からは庄原市西城町に日本刀鍛錬道場を開いていらっしゃいます。

平成19年と平成27年の二度にわたり新作名刀展で日本一となる最高賞を受賞されるなど、数々の展覧会で多くの受賞歴をお持ちで、平成23年には庄原市市民栄誉賞を受賞するなど、その技術力及び功績が高く評価されています。

久保さんは、研究者としても、日本刀と砂鉄・たたら製鉄についての研究を重ね、日本刀の材料となる玉鋼づくりを自ら実践しています。こうした研究と鍛錬により、鎌倉時代の備前長船の古刀が持つ「映り」の技法を解明し、自身の日本刀への再現に成功するなど、高い成果を上げています。

最後に17ページを御覧ください。以上の検討から、久保さんは日本刀の高度な製作技術を体得しており、広島県無形文化財「日本刀製作技術」の保持者である「三上孝徳」と共に、本県を代表する刀匠として高く評価されていることから、久保さんの有する日本刀製作技術は、広島県無形文化財の指定基準の「工芸技術関係」の(1)の「芸術上特に価値の高いもの」及び(2)の「工芸史上特に重要な地位を占めるもの」に該当し、久保さん御自身は、広島県無形文化財の保持者又は保持団体の認定基準の「工芸技術関係」の1の「広島県の無形文化財に指定される工芸技術を高度に体得している者」及び2の「工芸技術を正しく体得し、かつ、これに精通している者」に、該当すると思われます。

以上、事務局において検討いたしましたところ、この案件を、広島県文化財保護審議会に諮問して、広島県無形文化財の指定の可否について調査審議していただくことが適当であると、判断いたしました。

以上でございます。

会長 : この案件の趣旨について説明がありましたが、御意見、御質問がありましたら、御発言ください。

たら、御発言ください。

- 太郎良委員 : 本日決定した無形文化財部会の委員の中に、日本刀製作技術に関する専門家がおりません。
ここで、資料番号8を御覧ください。広島県文化財保護審議会条例の第6条第1項は、「特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、審議会に特別委員を置くことができる」とし、第2項は、「特別委員は、当該特別の事項に関し学識経験のある者のうちから、審議会が推薦した者について、教育委員会が任命する」と、しています。
については、日本刀製作技術の調査審議に当たり、特別委員を置いていただきたいと思います。
広島県無形文化財「日本刀製作技術」の保持者として、三上孝徳様が認定されています。特別委員には、この三上様が適任と考えます。いかがでしょうか。

- 会長 : ただ今、無形文化財部会から、広島県無形文化財「日本刀製作技術」の保持者である三上孝徳さんを、特別委員に任命してほしいとの意見がありました。
このことについて、御意見があれば、御発言ください。

- 会長 : ないようでしたら、広島県無形文化財の指定の可否について調査審議することといたします。

調査審議については、無形文化財部会に付託します。
この調査審議のため、広島県無形文化財「日本刀製作技術」の保持者である三上孝徳さんを、特別委員に推薦します。
事務局は、特別委員の任命手続をとるとともに、無形文化財部会及び特別委員と共に、調査審議を進めてください。

【 以上、非公開 】

- 会長 : 以上で、4の「議題」の議事が終了しました。そのほか、何か御意見等がございますか。

無いようでしたら、以上をもちまして、本日の議事は全て終了いたしました。これも、委員の皆様方の御協力の賜物であり、大変感謝しております。
それでは、事務局から何かありましたら、お願いします。

- 課長代理 : 長時間にわたり、御協議ありがとうございました。以上で広島県文化財保護審議会の全ての議事を終了いたします。
閉会に当たり、管理部長が御挨拶を申し上げます。

- 管理部長 : 広島県文化財保護審議会の閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。委員の皆様には、長時間にわたり、終始御熱心に審議をしていただき、誠にありがとうございました。
本日答申いただきました案件につきましては、指定や指定解除に向けた手続を進めてまいります。

また、諮問いたしました案件につきましては、専門の部会を開催して調整してまいりたいと考えております。御推薦を受けました特別委員については、任命に向けて事務を執ってまいります。

今後とも、本県文化財保護行政の発展のために御指導、御助言を賜りますようお願い申し上げますとともに、皆様の御健勝をお祈り申し上げます。御挨拶とさせていただきます。

本日は、ありがとうございました。

課長代理 : ありがとうございました。
 お疲れ様でした。